

講演録

宗教政治フォーラム、2021年9月25日、於私学会館

「宗教思想の中にみる男女観と現実：クルアーンの女性像」

筑波大学名誉教授 塩尻和子



チュニジアの大学で、日本の大学への留学説明会（2011年11月）

1. イスラームは男性優位の宗教か？

一般にイスラームは男性優位の宗教であるといわれる。たしかに男性には、厳しい条件が課されるものの、四人まで妻を娶ることができること、離婚が簡単なこと、女性にヴェールなどの独特的なイスラーム服の着用を強制し、社会の表舞台でないように多くの制約を設けること、幼い頃から男女の同席を避けるように指導されることなど、女性蔑視と受け取られるような現象がみられる。これらは聖典クルアーン（コーラン）の教えから男女の役割分担の部分が拡大解釈されて定着し、それぞれの地域の慣習、習俗などと結びついてさまざまな形態の抑圧を生み出したものであり、現実にイスラーム世界の女性たちを苦しめていることも事実である。

2014年にノーベル平和賞を受けたパキスタンの少女マララさんが、女性にも教育を受ける権利を、と訴えて銃撃されたことも、背景にはその地域の習俗に混淆したクルアーンの拡大解釈が存在する。本来、クルアーンの中では、神は、男女の別なく、教育や学問を奨励しているからである。

（男女双方へ向けて）あなたがたは啓典を教えられている。それを誠実に学びなさい。」（クルアーン3章7節、同じく3章79節）

外に目を向ければ、8月中旬、アフガニスタンの前政権、ターリバーンが全土を掌握したというニュースが世界を駆け巡り、人々を震撼させたが、専門家によれば、もともとターリバーンの目的はアフガニスタンの安定だけであり、他国へ侵攻する意図などないという。ただ、20年前と同様に、厳しく解釈されたイスラーム法で国内を縛り、特に女性の行動や教育を制限する政策は、世界中から危惧されている。ターリバーン政権も、順調に国家体制を固めて、社会が落ち着いてくれば、柔軟な対応を取るようになると期待される。そういう意味でも、いまこそ男女差別に関して、世界的な視点から深刻に考える時期に来ていると思われる。そこで、イスラーム思想の中で、理想的な男女の地位について、理想と現実の乖離を検討しつつ、どのように教えられているのか、検討してみたい。

ターリバーンは女性の立場について「イスラーム法の範囲内」とするが、それは当然の発言であり、イスラーム教徒であればイスラーム法から逸脱することは許されない。しかし、法判断の範囲や基準には地域や時代の状況、さらに法判断をする学派や学者によって大きな差異がある。この点は後で説明する。

2、世界宗教と女性蔑視

世界宗教の教義の中では、女性は男性に対して、いまなお従属的な地位におかれている。高邁な理想を掲げて愛の宗教といわれるキリスト教では、女性は道を迷いやすい愚かなものであり、原罪の源であるとさえみなされている。仏教においても、女性は血の穢れをもつ卑しい存在であり、男性に姿を変えなければ成仏できないという変形男子（へんじょうなんし）という思想がある。

これに対してイスラームでは女性の地位と権利が明確に規定されており、草創期から、神の前では男女は全くの平等であるという思想が定着していた。精神的な側面だけでなく、遺産相続や結婚などの世俗的な側面においても女性の人権に关心を示している。たとえばイスラームでは男性の2分の1ではあるものの、妻に遺産相続権が認められている。イスラームが創唱された7世紀初頭の世界では妻に相続権を認める考えはどこにもなかった。世界的にみても妻の遺産相続権を明確に規定した法律は近代までほとんどみられなかった。

このような女性の権利は、現在の基準からみれば不充分なものであるとしても、7世紀初頭の世界では、ユダヤ教にもキリスト教にも仏教にも見られない、画期的な女性観であったことも事実である。現実のイスラーム世界の女性たちを取り巻く複雑な現象からは、初期の理想が充分に理解されることがないままに、女性蔑視の悪習が定着していったということができる。

昨今、わが国でも性差別につながる発言については厳しい目が向けられるようになってきた。しかし、それらはいまだ冷静な判断によるものとは言い難い、一種の興奮状態にある批判的心理が作用しているようにも見える。冷静に我が国の現状を見れば、多くの男女がそれぞれに自由に自己の生き方を選んでいるように見えるが、世界経済フォーラム(WEF)が発表した 2021 年の世界 144 カ国の男女格差 (ジェンダー・ギャップ指数) によれば、日本は 120 位であった。これは、先進 7 カ国の中でも日本の男女平等度が最も低いことを示している。日本は、イスラーム圏のカザフスタン、タジキスタン、バングラデシュ、ブルネイ、マレーシアよりも下位なのである。

宗教教義からの束縛などが少ない日本で、なかなか先進国並みの男女平等度に達することができないのは、いったい何が問題なのか、日本の現状についても深刻に考えなければならぬ時期に来ている。

3、クルアーン(コーラン)とハディース（預言者の生前の記録）の女性観

歴史的に見れば、預言者ムハンマドの最初の妻ハディージャや最後の妻アーサイシャに代表されるような有能な女性たちが、イスラーム共同体の確立に大きな役割を果たした。しかし、預言者の死後、これらの女性像は急速に消されてしまった。イスラーム共同体が体制的に整備される過程の中で、法的・社会的な規定は、女性の生物学的な義務のみを課すようになって固定されてきたのである。

ヨルダン王家のガーズィー・ビン・ムハンマド殿下は著書『現代人のためのイスラーム入門』の中で(163頁)「アーサイシャは有名な話として、女性の地位に関する重要なハディースを一部の年長の教友の人たちが誤って伝えたと証言している」という。

クルアーンには「女性はどこから創られたか」ということは明らかではない。男性に安らぎを与えるためにパートナーとして女性を創ったとしか書かれていない。しかも、ヘブライ語聖書(旧約聖書)のように、世の中の罪が女性によって入り込んで原罪となったとは書かれていらない。ここには男女は平等で神の道へと歩むという意味が込められている。

しかし、預言者の死後、200 年から 250 年を経て編集されたハディース集では、女性はアーダム(アダム)の肋骨の最も曲がりくねった汚い骨から創られたと書かれており、そのために女性はどのように教育しても、どのように諭しても全く役に立たない、矯正しようとすると折れて、ついには離婚にいたってしまう、といった女性に対する罵詈雑言が記されるようになってきた。

クルアーンに次ぐ第 2 の聖典とされるハディースでは時代の変化の中で、ヘブライ語聖書と同様に、女性に人間界の罪の全責任を負わせるという記述がみられるようになり、女性は理性と倫理的な責任が欠如した愚かで無知な存在として描かれていくことになったと考える。

えられる。

ここからイスラーム法における「家族法」の問題がでてくる。そもそもイスラームは信仰さえしていればよいという宗教ではない。イスラームの教義は、人間のあらゆる行動に関して展開される。信仰とは精神的なものだけでなく、家庭・社会・政治・国際関係に至るまで、人間の日常生活のあらゆる側面に対応する規範である。この規範を詳細に検討し実施を要請するのが、「イスラーム法」である。しかし、聖職者の存在を認めないイスラーム（特に多数派のスンナ派）では、法学者は聖職者としての権力を持っていない。したがって、原則として、この判断には宗教的社会的な強制力はなく、信徒一人ひとりが自分に納得できる判断に従う。ただし、その時の政治的・社会的状況によっては、国家の規定として採択された法判断が強制力を持つこともある。

今日では多くのイスラーム教徒がそれぞれの国で決定された近代的な市民法に従って暮らしているが、イスラーム家族法は、世界中どこにいても、イスラーム教徒の暮らしに直接かかわってくる厳格な実定法である。特に結婚、離婚、家庭、育児、相続、など、ほとんどの分野で女性の一生に深く関わってくる規定でもある。

重要なことは、法の適用は全イスラーム世界一律ではなく、法学者の学派・時代・地域・などによって、伝統を守りながらもそれぞれの時代に合わせて柔軟に対応するという点にも特徴があり、国や地域によっては、異なった判断が採用されることが多い。また、信者も自分に都合のよい判断を選んでそれに従うことができる。そういう意味では厳格な宗教法でありながら、現実には、柔軟な対応をすることができる戒律である。

4、多妻婚の問題

多妻婚の規定も、具体的な判断はイスラーム法に則って決定される。一昔前まで、イスラームといえば、ただちに「4人まで妻が持てる宗教」という答えが返ってきたほど、イスラームの「4人妻」の問題は知れ渡っている。しかし、いつの時代でも、イスラーム教徒のうちで多妻婚をしている数はきわめて少ない。預言者ムハンマドは生涯に15人の女性と結婚したと伝えられるが、これは最初の愛妻ハディーッの死後のことであり、宗教共同体を確立させていく過程で出た多くの未亡人を救済するためと、周辺地域の諸部族との政治的連合の手段としての婚姻でもあった。

「4人妻」についてクルアーンでは、「妻たちを公正に扱うことができそうになければ、一人だけに」と記述されており、夫は複数の妻たちに愛情も金銭も生活条件も、すべて平等に与えなければならない。最後の最大の預言者とされるムハンマドでさえも、複数の妻たちの妬みや諍いに翻弄され疲れ果てる様が、クルアーンにもハディースにも描かれている。いつの世も、複数の妻をうまく捌くことができる男性は決して多くはない。

5、男女の役割分担

しかし、これらの歴史的な事実とは裏腹に、じつはクルアーンの中にも、役割分担として

は、男性が優位だという記述がかなりあり、これに対して預言者自身も「自分は女性を大変大切にしているのに、神様の言葉は自分の意思とは違うのだな」と嘆いたという伝承も伝わってきている。

神がいっぽうより他方を優先され、また男性たちが自分たちの財産から経費を支出するので、男は女の保護者である。誠実で従順な女は神の守護のもとで（夫の）留守を護る。あなたたちは、不誠実さが心配な妻には説得をし、（それでも効果がなければ）寝床に置き去りにし、（それでも効果がなければ）彼女を叩きなさい。もし、彼女が従うなら、それ以上、度を超えてはならない。（クルアーン、4章34節）

これは、フェミニストの活動家たちによって、イスラームの女性差別を批判する際にきまって取り上げられる章句である。最初のほうには、男性優位の立場で男女の役割分担が指示されている。次に記述されているのは、夫の言うことを聞かない妻に困り果てて、離婚の相談にきた信者に対して啓示された神の言葉であるとされるが、できる限り離婚を避けるための指示だと考えられる。当時の社会状況を考えるなら、必ずしも女性差別や虐待を奨励する章句ではない。しかも「度を超えてはならない」という最後の言葉は、夫の暴力を制御するものである。DV やストーカー行為が大きな社会問題となっている現代の夫婦や男女の関係を考えてみると、7世紀初頭のアラビア半島の事例と比べて、残念なことに、必ずしも 21世紀の世界のほうが女性に優しいとはいえないようと思える。

6. 性差別のない明日は可能か？

イスラーム世界に対して厳しい視線が向けられるいま、ムスリムの女性も、精神的にも社会的にもこれまでの歴史上、味わったことがないくらいの困難な状況に直面しつつある。在家の宗教であるイスラームの宗教思想と、イスラーム法が規定する女性像、そしてそれぞれの地域に根強い因習、これらの女性を取り巻く幾重にも重なるアポリアのなかを懸命に生きるムスリム女性の生き方は、開放的だと見られがちな欧米や日本の女性たちの生き方と、それほどには変わらない。同じ人間として生きにくい時代を生きていることを自覚することによってイスラーム世界の女性の実情が明らかになり、人間としての共感と相互理解を得る方途が開けてくるであろう。

イスラームの女性観を学ぶことは、イスラーム世界の女性の前向きな意識を理解するだけでなく、同時に男女を問わず私たちの生き方そのものを、言い換えれば私たちの「命」にかかわる問題を、明らかにするものとなる。一見すると、女性たちが自由に自分の道を選んで生きているかに見える我が国では、残念なことに陰険な性差別によって生きる意欲を失い、自死を選ぶ女性も少なくないからである。

昨今、世界的な有名人や政治家の女性差別発言が批判されるようになってきたが、これはまた別の問題もふくんでいる。真の男女平等論の確立は、人類史の中で検討しても、決して

優しいことではない。性差別は単に社会的な現象ではなく、男女の生物学的な平等をどこに求めるかという、永遠の課題にもたどり着くからである。

現実に困難な状況のもとにあっても、クルアーンの教えを生きる女性たちの中には、医師、看護師、学者、教師、会社員、子供たちの母親などとして、社会でも家庭でも、男性に伍して生き生きと活躍する女性も少なくない。私たちも彼女たちの努力を学び理解して、性差別のない明日の世界を作り上げる努力をする必要がある。社会が性差別に神経質になっている今こそ、批判を煽るのではなく、性差別がおこる要因を冷静に見極めることが重要である。なにしろ、男女差別の問題は10万年前の現人類発祥時から連綿と続いている生物学的かつ社会学的な悪癖なのだから、一朝一夕に改善できるとは思えない。しかし、どのような宗教や文化のもとであれ、男女双方に真剣な努力と敬意が必要であることは言うまでもない。

参考文献（日本語で読める書籍、出版年の古いものから順に掲載）

- 柳橋博之『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社、2001年
- 塩尻和子『イスラームを学ぼう—実りある宗教間対話のために—』秋山書店、2007年
- 塩尻和子『イスラームの人間観・世界観—宗教思想の深淵へ—』筑波大学出版会、2008年
- カリード・アブ・エル・ファドル『イスラームへの誤解を超えて』
米谷敬一訳、日本教文社、2008年
- 後藤絵美『神のためにまとうヴェール』中央公論新社、2014年
- 辻上奈美江『イスラーム世界のジェンダー秩序』明石書店、2014年
- 鵜飼 哲「イスラームと女性の地位」、越智博美・河野真太郎 編著『ジェンダーにおける
「承認」と「再分配」』、彩流社、2015年
- 塩尻和子『イスラームを学ぶ…伝統と変化の21世紀』NHK出版、2015年
- 辻上奈美江「テロリズムとジェンダー」、塩尻和子編著『変革期イスラーム社会の宗教と
紛争』、明石書店、2016年
- 宮治美江子「イスラーム社会とジェンダー」、塩尻和子編著『変革期イスラーム社会の宗教
と紛争』明石書店、2016年
- 末近浩太『イスラーム主義——もう一つの近代を構想する』岩波新書、2018年
- 長沢栄治監修『結婚と離婚』（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ、第1巻）、
明石書店、2019年